



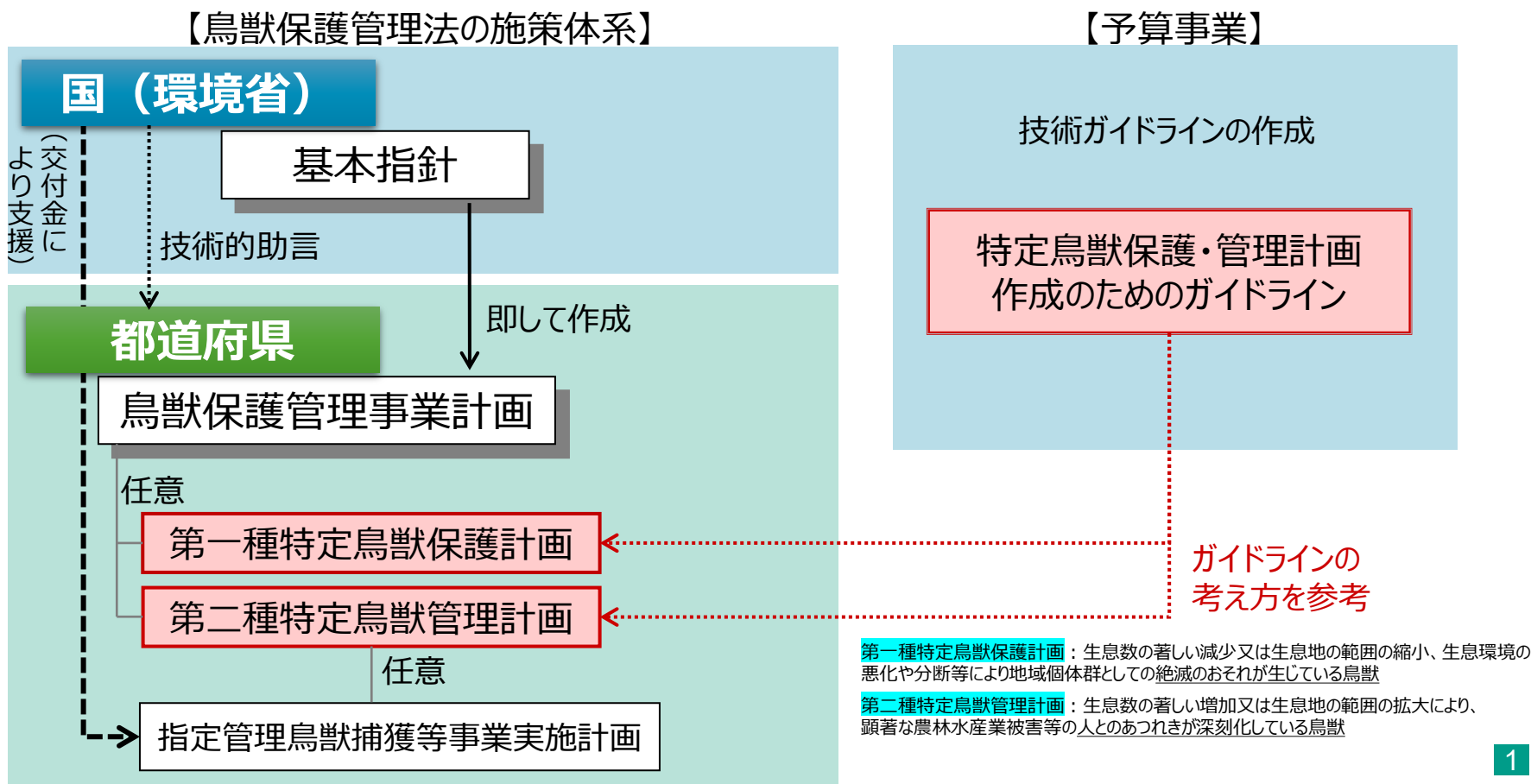
特定鳥獣保護・管理計画作成のための ガイドライン（クマ編） 令和8年度版

令和8年6月3日

特定計画ガイドライン※1と特定計画※2の関係

※1：特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン ※2：第一種特定鳥獣保護計画、第二種特定鳥獣管理計画

- 特定計画は、都道府県が鳥獣保護管理法に基づき、特に保護又は管理が必要な鳥獣の中長期的な目標や対策を取りまとめるもの
- 特定計画ガイドラインは、都道府県において特定計画を作成・改定する際の参考として、最新のクマの生息状況や被害状況、保護・管理に関する知見に基づく技術的な助言を行うものであり、概ね5年おきに改定（クマの旧ガイドラインは令和3年度策定）



クマの特定計画の作成状況

- 国内には北海道・本州・四国の36都府県にクマが生息
- そのうち、26道府県で特定計画が作成されているほか、3県（山梨県、静岡県、三重県）が新たに計画を作成中

| 都道府県 | 第一種 | 第二種 | 前ガイドラインからの変更 |
|------|------|-----|--------------------------|
| 北海道 | | ○ | |
| 青森県 | | ○ | 新規で作成 |
| 岩手県 | | ○ | |
| 宮城県 | | ○ | |
| 秋田県 | | ○ | |
| 山形県 | | ○ | |
| 福島県 | | ○ | |
| 茨城県 | | ○ | 新規で作成。ただし、クマの恒常的生息域ではない。 |
| 栃木県 | | ○ | |
| 群馬県 | | ○ | |
| 埼玉県 | | | |
| 千葉県 | 生息せず | | |
| 東京都 | | | |
| 神奈川県 | | | |
| 新潟県 | | ○ | |
| 富山県 | | ○ | |
| 石川県 | | ○ | |
| 福井県 | | ○ | 第一種から第二種に変更 |
| 山梨県 | | ○ | 作成中 |
| 長野県 | | ○ | |

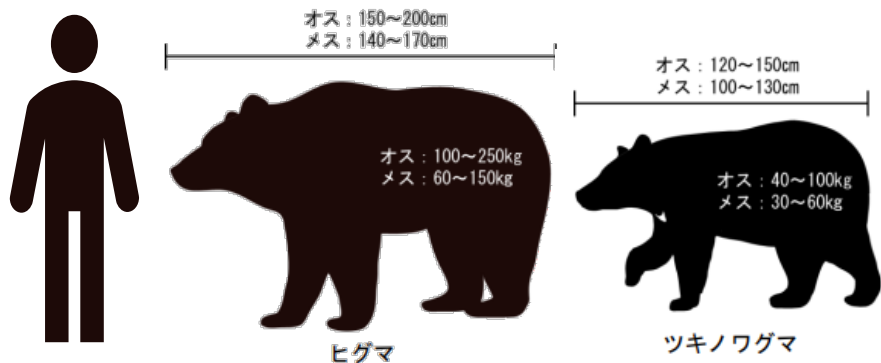
※作成中の計画も含む。

| 都道府県 | 第一種 | 第二種 | 前ガイドラインからの変更 |
|------|------------|-----|--------------|
| 岐阜県 | | ○ | |
| 静岡県 | | ○ | 作成中 |
| 愛知県 | | | |
| 三重県 | | ○ | 作成中 |
| 滋賀県 | ○ | | |
| 京都府 | | ○ | 第一種から第二種に変更 |
| 大阪府 | 恒常的生息域ではない | | |
| 兵庫県 | | ○ | |
| 奈良県 | | ○ | 新規で作成 |
| 和歌山県 | | ○ | 新規で作成 |
| 鳥取県 | | ○ | 第一種から第二種に変更 |
| 島根県 | | ○ | 第一種から第二種に変更 |
| 岡山県 | | ○ | 第一種から第二種に変更 |
| 広島県 | | ○ | 第一種から第二種に変更 |
| 山口県 | | ○ | 第一種から第二種に変更 |
| 徳島県 | | | |
| 香川県 | 生息せず | | |
| 愛媛県 | 恒常的生息域ではない | | |
| 高知県 | | | |
| 合計 | 1 | 28* | |

(2026 (令和8) 年2月13日時点) ※九州及び沖縄は除く。

クマの生態

身体的特徴



- 体重は春から夏にかけて減少、秋は冬眠に備えて脂肪を蓄積するため急増する
- 大きな犬歯を持つが、食べ物は植物質中心のため、大臼歯は食べ物をすりつぶすのに適した形状
- 上腕の筋肉が発達しており、可動域の広い関節と鋭い爪をもつため、ヒグマのオス成獣の様な体が大きい個体を除き、木登りが得意である
- 嗅覚が非常に優れ、聴覚も発達していると言われている

- 分布**
- ヒグマ：北海道
 - ツキノワグマ：本州、四国 ※ 四国は分布域が縮小、九州は絶滅

- 食性**
- 山菜、草本類
 - 衰弱死したシカの死体等

- 草本類
- アリ等の昆虫類
- イチゴ類・サクランボ等の果実類
- シカの新生子

- ブナ・ミズナラ等の堅果類
- ヤマブドウ・サルナシ等の果実類
- サケ類（特にヒグマ）

春

夏

秋

冬

生活史

- 冬眠明け

- 繁殖
- 子別れ
- 分散

- 飽食期

- 冬眠入り

- 出産

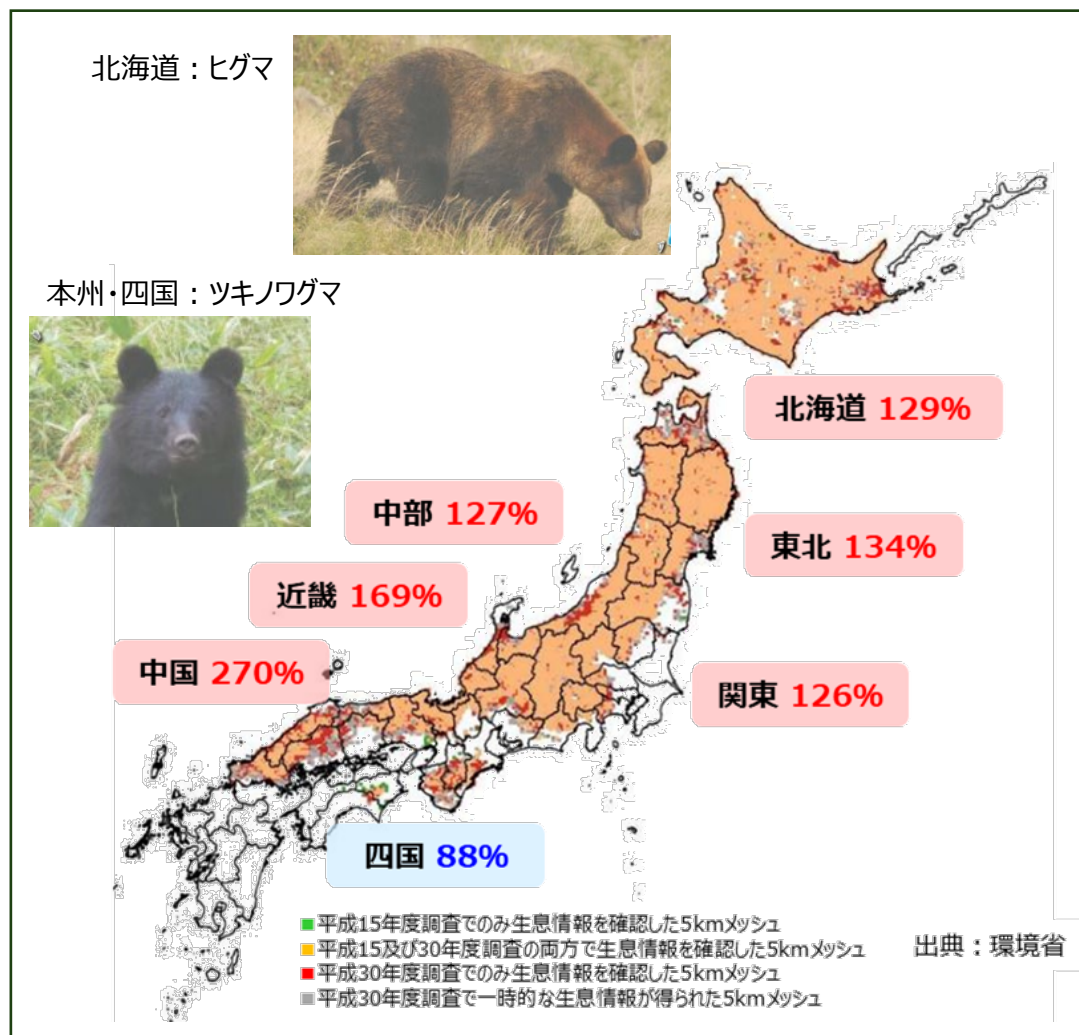
※ 分散は若いオスが春から夏に人の生活圏への出没が増加する要因となる。

※ 堅果類が不作時には行動圏が拡大し、人の生活圏への出没が増加する要因となる。

| | 子育て期間（平均） | 出産頭数（平均） |
|--------|-----------|----------|
| ヒグマ | 1～2年半 | 1～3頭 |
| ツキノワグマ | 1年半 | 1～2頭 |

- 1990年代以降の保護・管理施策の取組により、四国を除く多くの地域においてクマの分布域・個体数は回復
- ヒグマの分布域は約1.3倍に拡大（平成15年⇒平成30年度）、推定個体数（令和5年度）は12,180頭で30年間で2倍以上に増加
- ツキノワグマの分布域は約1.4倍に拡大（平成15年⇒平成30年度）
- 九州のツキノワグマは1941年の宮崎県笠松山での狩猟捕獲を最後に2012年度に絶滅と判断
- 四国のツキノワグマは30頭程度であり、生息数や分布域は限定的で、絶滅の危険性が極めて高い状況

クマの分布の増減（平成15年→平成30年）



【分布拡大の要因】

- 人口減少・少子高齢化、都市への一極集中等に伴う中山間地域での人間活動の低下
- 里山の利用の縮小、耕作放棄地の拡大、放任果樹の増加等により、市街地等の周辺がクマの生息に適した環境に変化

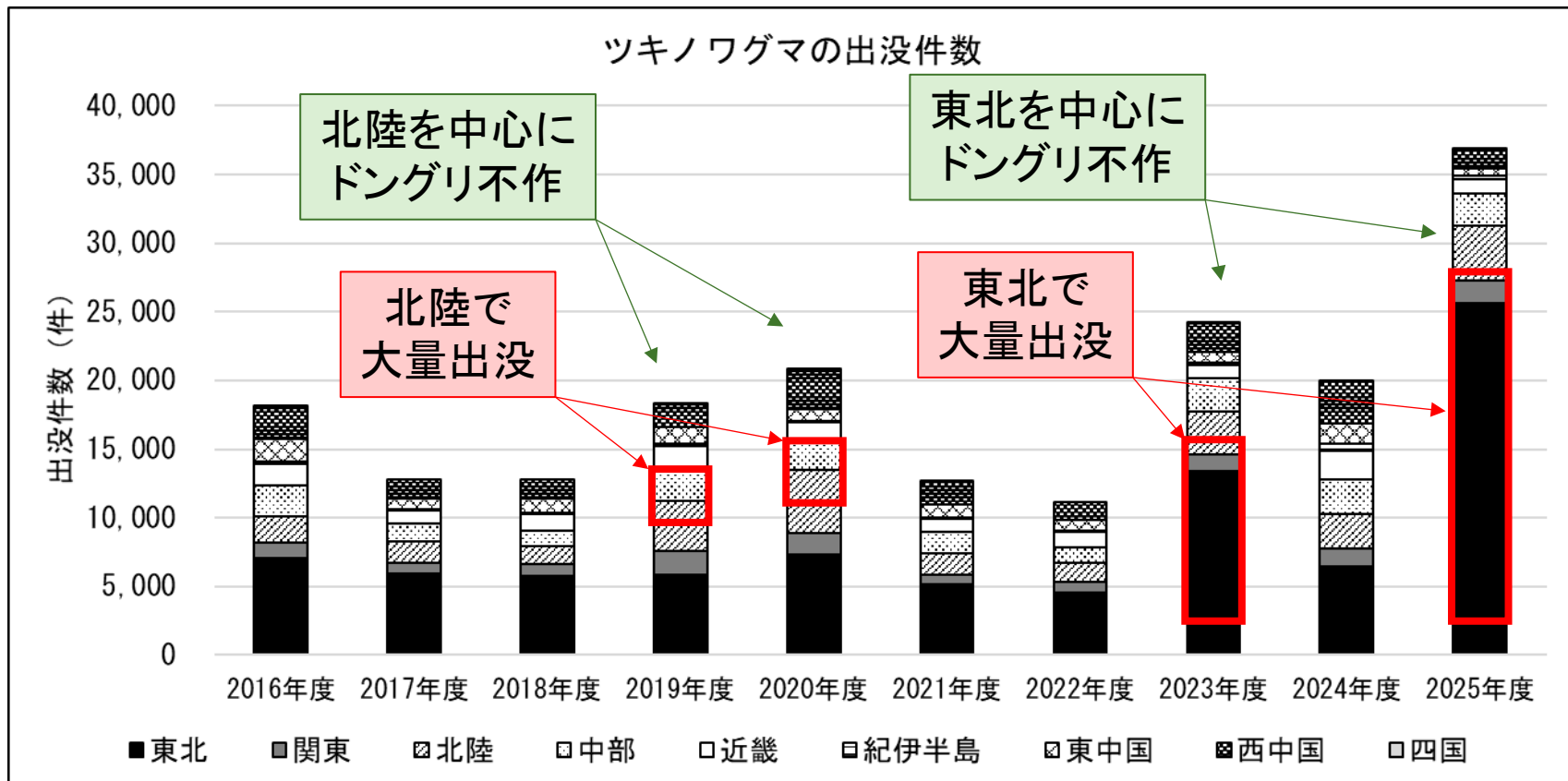
【生息数増加の要因】

- 個体群の回復を目的とした保護管理施策
〔1990年代以降に取り組みられた狩猟の自粛・規制、放獣の推進、自然増加率を目安として捕獲数を設定してきたこと等〕
- 分布が集落周辺まで拡大し、そこで個体の定着が進んでいる

市街地を避けずに行動する個体、集落へ侵入する個体の増加

**クマの生息地である山林内に加えて、市街地等での人身被害が増加
人家等への侵入、人家の敷地内での人身被害の発生**

ツキノワグマの出没件数



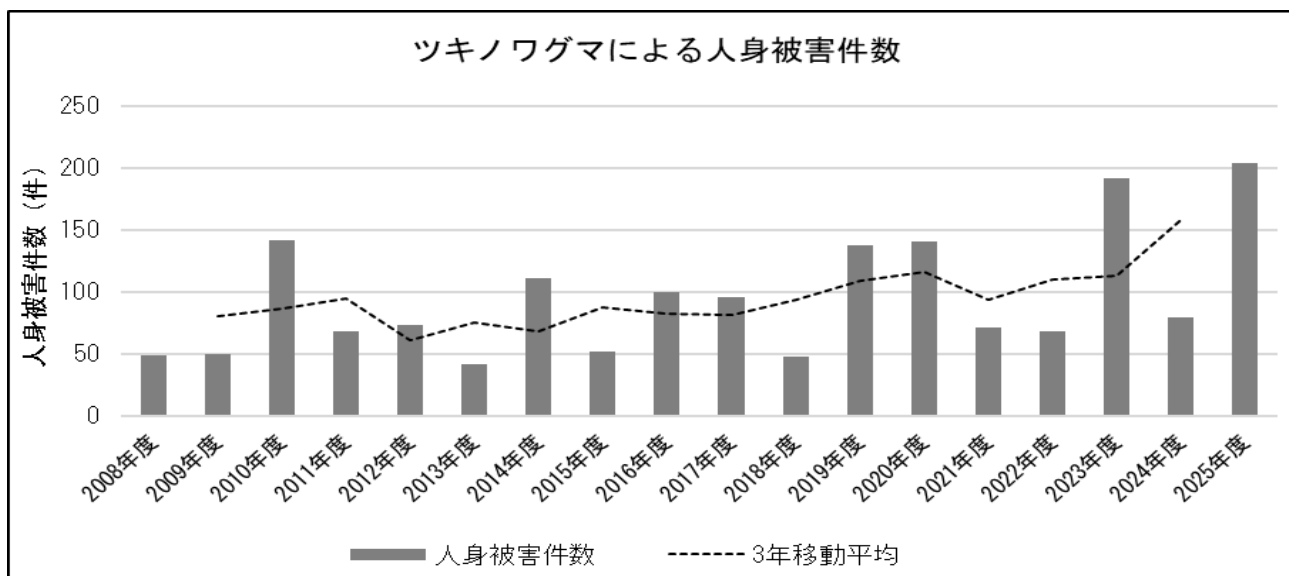
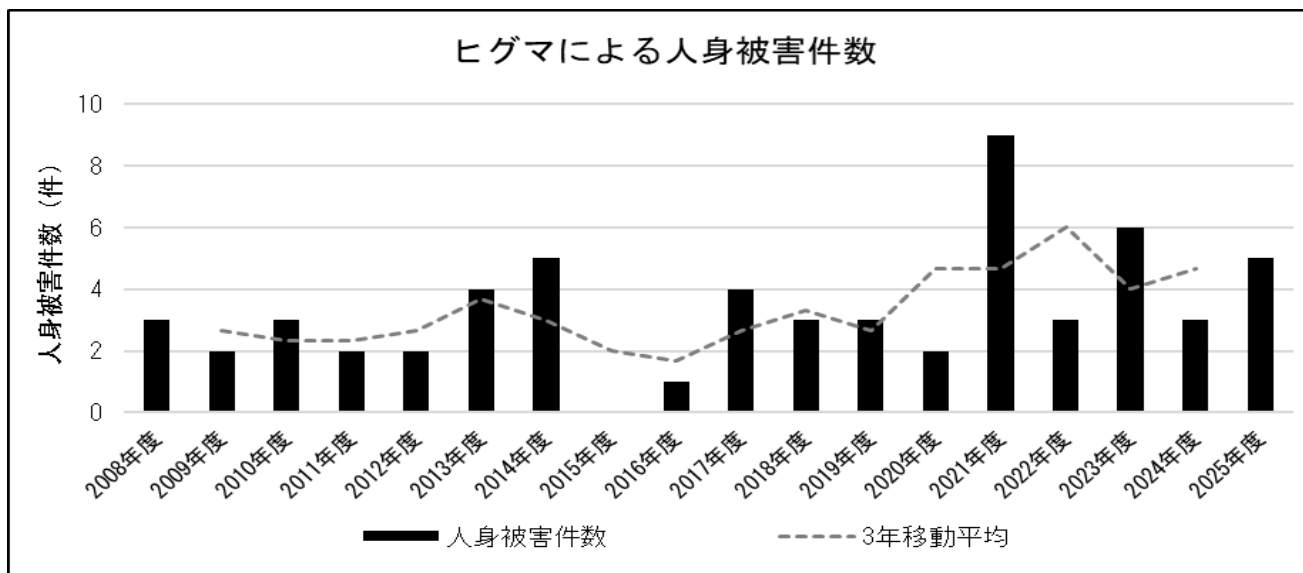
(2025年度は11月末までの速報値)

クマの出没要因は、市街地等の周辺部がクマの生息に適した環境に変化しつつあるため

〔環境変化の背景：人への警戒心の薄れ、中山間地域での人間活動の低下、里山の利用の縮小、耕作放棄地の拡大、放任果樹の増加等〕

加えて、秋季に堅果類（ドングリ）等の食物資源が凶作の場合、大量出没する

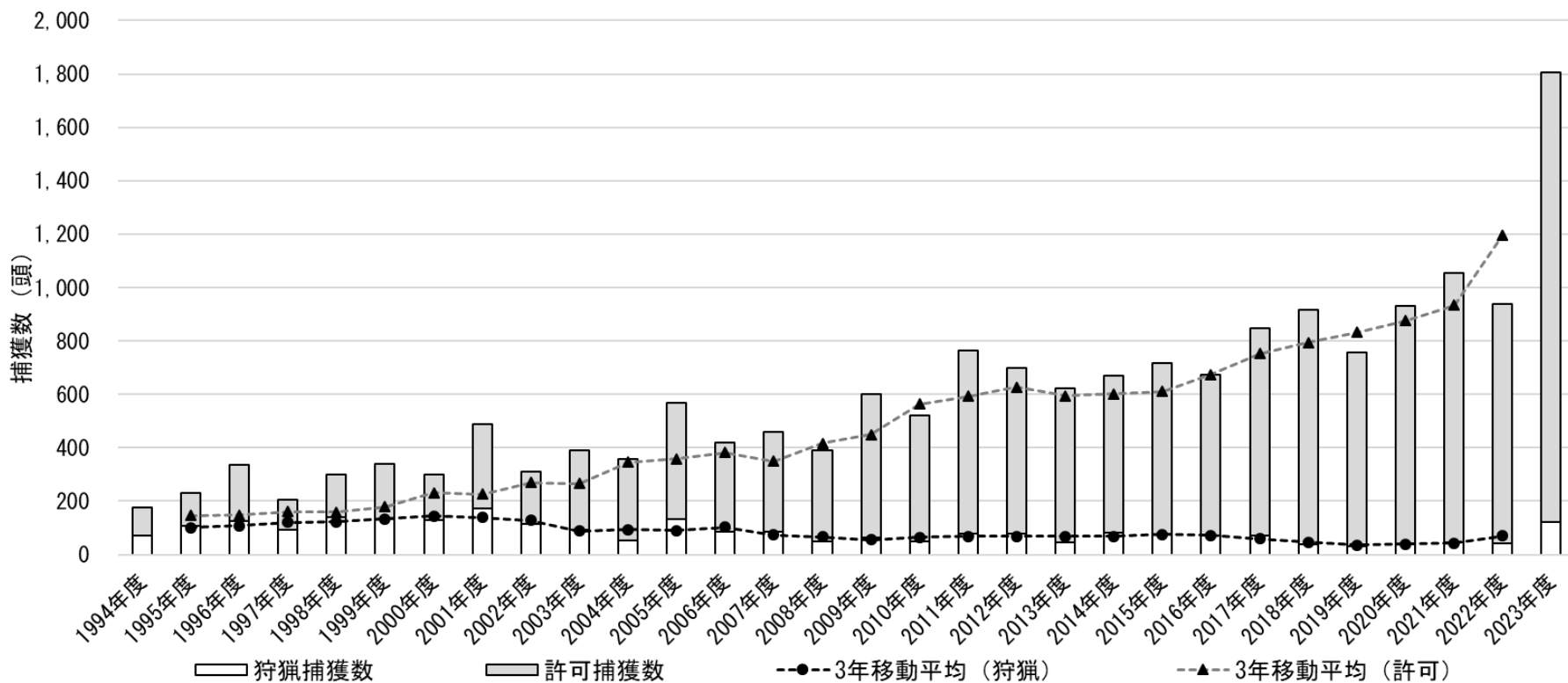
クマによる人身被害件数



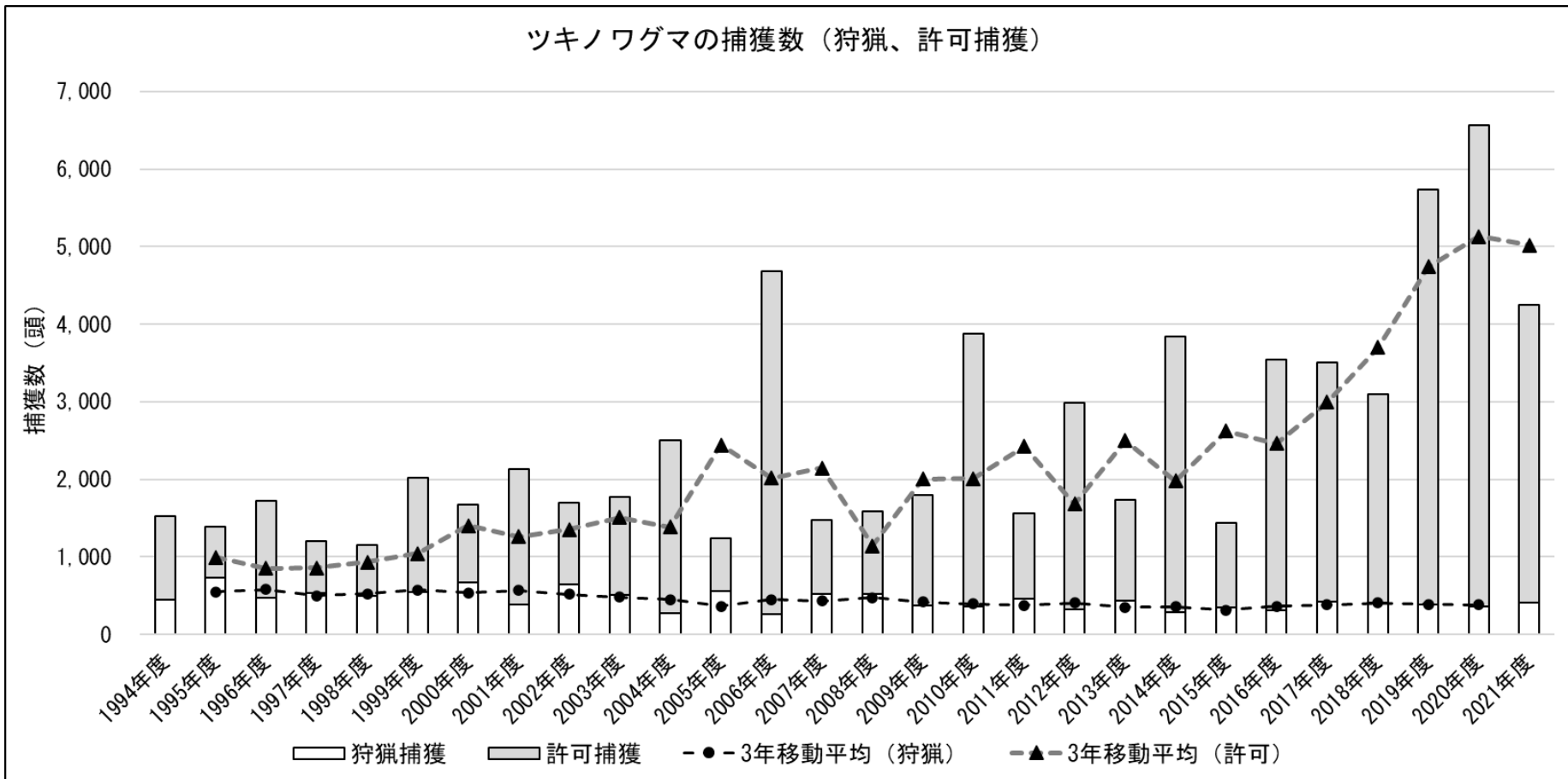
(2025年度は11月末までの速報値)

ヒグマの捕獲件数

ヒグマの捕獲数（狩猟、許可捕獲）



ツキノワグマの捕獲件数



クマの保護・管理の基本的な考え方

目的：ゾーニング管理による人とクマのすみ分け強化、
個体数・分布域の適正な管理（減少）

（クマの地域個体群の安定的な存続と、人とクマの軋轢の低減が前提）

広域管理（保護管理ユニット）と個体数水準

ゾーニング管理

人とクマのすみ分けを強化

基本的な施策（個体群管理、生息環境管理、被害防除対策）
+ 出沒対応、普及啓発、モニタリング

地域個体群の存続（＝絶滅させない）

個体数・分布域の適正な管理

人との軋轢の低減

鳥獣保護管理法における「管理」とは、
生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の
健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減
少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることをいう



- クマは行動圏が広く、行政界を超えて行動する
- 行政界、交通網、河川、山塊等を考慮して、広域的な保護・管理を行うための行政単位を「保護管理ユニット」を設定
- ヒグマで5、ツキノワグマで18のユニットを設定

個体数水準に応じた管理の方針

地域によっては、捕獲により個体数を減らす積極的な管理が必要 → 個体数水準の考え方を見直した

| 個体数水準 | 個体群管理の方針 |
|---|---|
| 個体数水準の考え方 | 個体数水準は保護管理ユニットの状態を示す指標である。保護を目的とする場合は個体数を増加させることが目標となるが、管理を目的とする場合は軋轢が軽減できる個体数で管理することが目標となる（その結果、個体数水準が4から3に下がることはあり得る）。 |
| 個体数水準1 【総個体数】150頭以下 （成獣個体数：100頭以下） | ■目的：保護 【捕獲上限割合】総個体数の3%以下 狩猟禁止。捕獲が必要な場合は、可能な限り非捕殺的対応を行うことで、捕殺数を最小限にとどめる。 |
| 個体数水準2 【総個体数】150－600頭未満 （成獣個体数：100-400頭未満） | ■目的：保護 【捕獲上限割合】総個体数の5%以下 ■目的：管理 【捕獲上限割合】自然増加率※以下 捕獲上限割合を5%以下とするが、人との軋轢が恒常的に発生するなど管理の強化が必要な場合は、第二種管理計画において、捕獲上限割合を自然増加率※ ² 以下で設定してもよい。狩猟は、鳥獣保護管理法施行規則第10条において捕獲等が禁止されていない限り可能であるが、狩猟と許可捕獲等の総数は捕獲上限割合の範囲内に収めるように努める。 |
| 個体数水準3 【総個体数】600－1,200頭程度 （成獣個体数：400－800頭程度） | ■目的：管理 軋轢を軽減するために個体数管理を行ない、 個体数水準3を維持できる範囲で目標個体数を設定し、管理 する。 |
| 個体数水準4 【総個体数】1,200頭以上 （成獣個体数：800頭以上） | ■目的：管理 中長期的に軋轢の発生を軽減できる個体数で管理 するため、個体数水準4の範囲内で目標個体数を設定し、管理する。ただし、軋轢の低減に向けて個体数水準3まで下げる必要がある場合は、個体数水準3を維持できる範囲で目標個体数を設定し、管理する。 |

※ クマの自然増加率は環境等の要因から地域によって異なるため、都道府県毎に推定した自然増加率を用いて設定することが望ましい。ただし、自然増加率を推定していない場合は、平成22年度自然環境保全基礎調査で示された自然増加率（ツキノワグマ：中央値14.5%）を参考に設定してもよい。

目標個体数の設定の例

| | 目標 | 理由 |
|--------|--|---|
| 例 1 | 【計画目標】 軋轢を10年前の状態まで下げる | 推定個体数が800頭を超えた10年前から、被害件数と許可捕獲数が増加傾向で、大量出没年の出没件数の増加と発生サイクルの短縮がみられる。 そのため、軋轢の低減を目的に、10年前の推定個体数である800頭を目標とする。 |
| | 【目標個体数】 800頭程度で管理 | |
| 例 2 | 【計画目標】 市街地等へのクマの出没を減らす | 近年クマの分布域拡大で、市街地での出没が増加。市街地とその周辺メッシュで積極的に個体数管理を行い市街地等へのクマの侵入を防ぐ。 クマの分布域では、市街地・周辺等を除いた約10,000メッシュを担保。1メッシュあたりの平均生息密度を0.15頭/km ² とすることを目標として、目標個体数を1,500頭以下（約1,000～2,000頭）とする。 |
| | 【目標個体数】 1,500頭以下で管理 （概ね1,500～2,000頭の範囲） | |
| 例 3 | 【計画目標】 農業被害金額を現在の半分に する | 保護管理ユニットAの推定個体数は約400頭であり、過去から大きな被害は発生していない。そのため問題個体の管理を中心に、400頭以上の個体数を維持する。 保護管理ユニットBでは、個体数増加・分布拡大による農業被害が深刻であり、農業被害金額の半減を目指す。農業被害及び出没件数が現在のおよそ半分だった10年前の個体数を目標に、主に分布拡大地域を中心に管理を行う。 |
| | 【目標個体数】 ユニットA：400頭以上を維持 ユニットB：800～1,200頭 | |

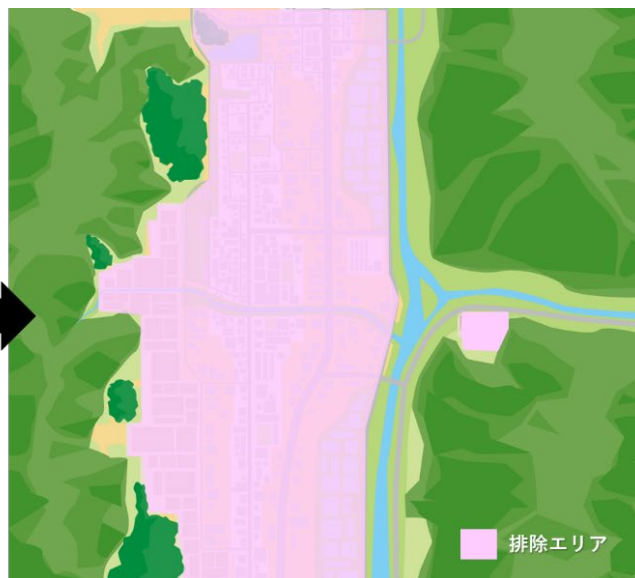
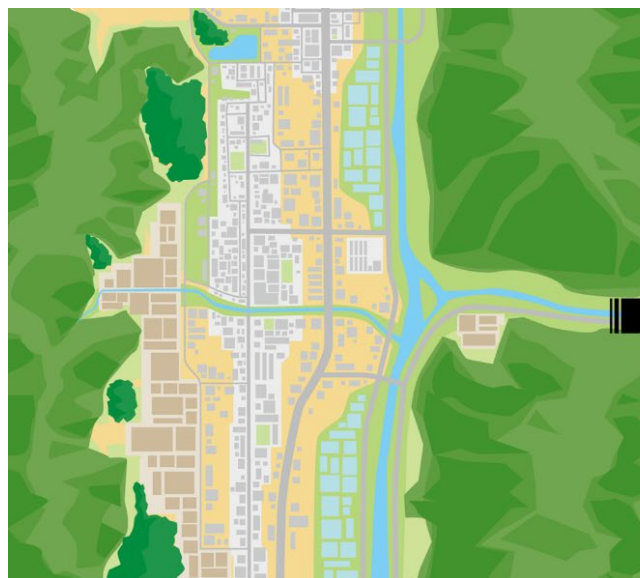
クマの保護管理ユニットの個体数水準

| 対象種 | 保護管理ユニット | 関係行政機関 | 個体数水準 |
|--------|-------------|--|-------|
| ヒグマ | 1 渡島半島地域 | 後志総合振興局の一部、渡島総合振興局全域、檜山振興局全域 | 4 |
| | 2 積丹・恵庭地域 | 石狩振興局・後志総合振興局・胆振総合振興局の一部 | 3 |
| | 3 天塩・増毛地域 | 空知総合振興局・石狩振興局・上川総合振興局の一部、留萌振興局全域 | 3 |
| | 4 道東・宗谷地域 | 上川総合振興局・宗谷総合振興局の一部、オホーツク総合振興局全域、十勝総合振興局の一部、釧路総合振興局全域、根室振興局全域 | 4 |
| | 5 日高・夕張地域 | 空知総合振興局・胆振総合振興局の一部、日高振興局全域、上川総合振興局・十勝総合振興局の一部 | 4 |
| ツキノワグマ | 1 下北半島 | 青森県 | 2 |
| | 2 白神山地 | 青森県、秋田県 | 4 |
| | 3 北上山地 | 青森県、岩手県、宮城県 | 4 |
| | 4 北奥羽 | 青森県、岩手県、秋田県 | 4 |
| | 5 鳥海山地 | 秋田県、山形県 | 4 |
| | 6 月山・朝日飯豊 | 山形県、福島県、新潟県 | 4 |
| | 7 南奥羽 | 宮城県、山形県、福島県 | 4 |
| | 8 越後三国 | 福島県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県 | 4 |
| | 9 北アルプス | 新潟県、富山県、長野県、岐阜県 | 4 |
| | 10 白山・奥美濃 | 富山県、石川県、福井県、岐阜県、滋賀県 | 4 |
| | 11 関東山地 | 群馬県、埼玉県、東京都、山梨県、長野県 | 4 |
| | 12 富士・丹沢 | 神奈川県、山梨県、静岡県 | 2 |
| | 13 中央・南アルプス | 山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県 | 4 |
| | 14 近畿北部 | 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県 | 4 |
| | 15 東中国 | 兵庫県、鳥取県、岡山県 | 3 |
| | 16 西中国 | 島根県、広島県、山口県 | 4 |
| | 17 紀伊半島 | 三重県、奈良県、和歌山県 | 2 |
| | 18 四国 | 徳島県、愛媛県、高知県 | 1 |

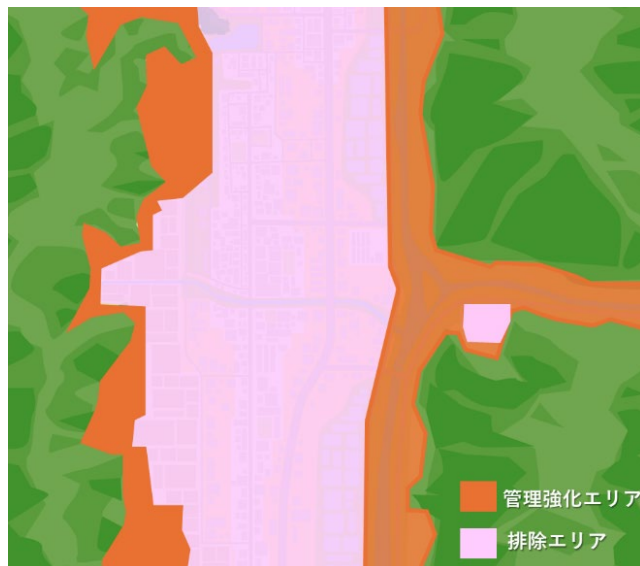
クマの管理におけるゾーニングの定義

| 区分 | 目的 | 定義 |
|-------------|-------------------------------|---|
| 排除 エリア | 人身被害等の発生や 経済的損失の防止 | 人の安全や生産活動を最優先させるゾーン。 <u>市街地等や集落、農地に加え、市街地等の中に位置する河川・河畔林等を含む。</u> |
| 管理強化 エリア | クマの定着や排除エ リアへのクマの侵入 の防止 | <u>クマの定着や排除エリアへのクマの侵入を防止</u> するために、積極的に対策（捕獲等・生息環境管理・被害防除対策）を実施するゾーン。 |
| 緩衝地帯 | 人間活動とクマの生 息の両立 | コア生息地を除く <u>クマの生息域</u> となるゾーン。 |
| コア 生息地 | クマにとって良好な 生息環境を保全 | 地域個体群の安定的な維持を図るため、 <u>クマにとって良好な生息環境を保全</u> するゾーン。 |

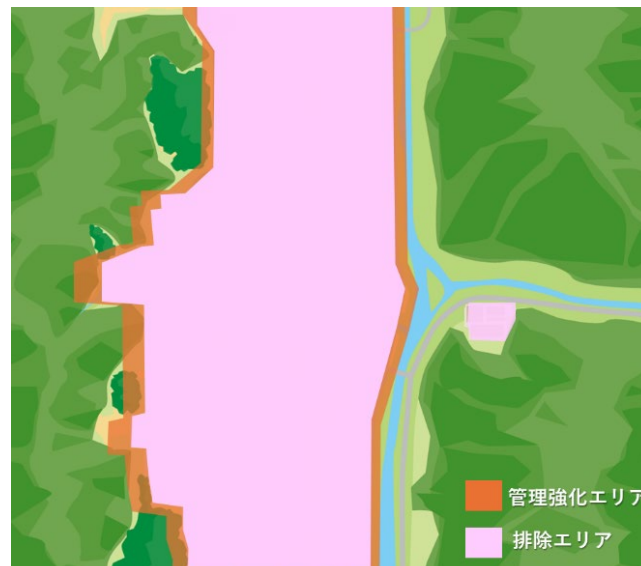
ゾーン設定のイメージ



市街地や住宅などの人の居住区、農地などの人の活動域は排除エリアとして設定

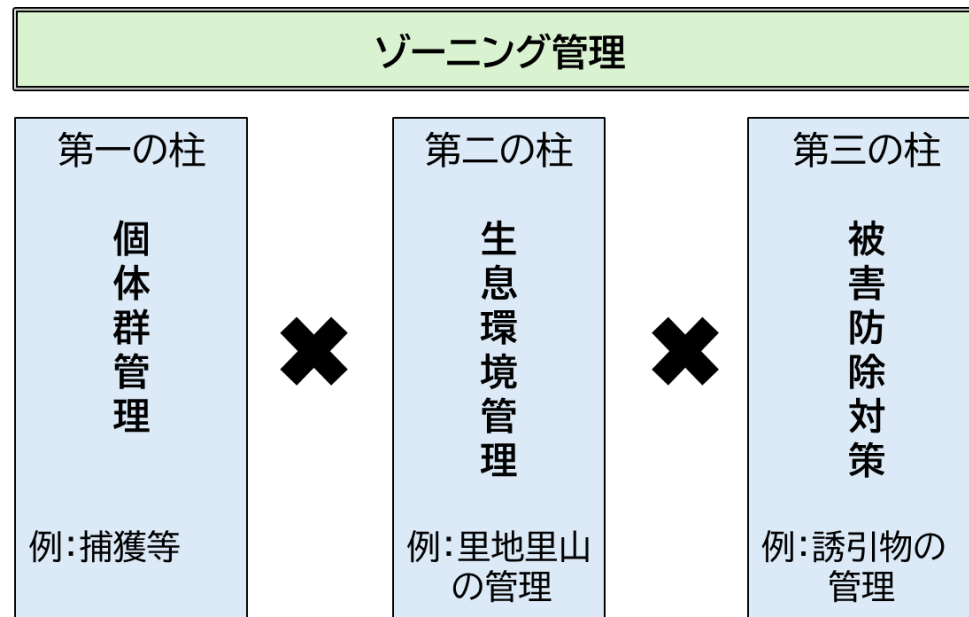


①奥山から市街地に続く河川での目撃の増加、市街地に隣接する里山でクマ剥ぎや養蜂被害が発生していることから、河川と里山を管理強化エリアとして設定



②市街地から100mの範囲にある森林、河川沿いで目撃件数が増加していることから市街地から100m範囲内を管理強化エリアとして設定

- 広域管理、ゾーニング管理の考えのもと、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策の各施策を組み合わせる
- 個体群管理、河川敷の刈り払いや林相転換を目指す生息環境管理、集落や農地などを中心に実施される被害防除対策は、鳥獣行政、河川行政、農林行政など複数の部局が関係。関係機関・部局が十分に連携して進めていくことが重要
- 個体群管理、生息環境管理、被害防除対策のいずれかのみを実施する場合や、一部の柱が十分に実施されない場合は、適切なゾーニング管理は実施できない



個体群管理

野生動物の個体数、分布、密度等を目的に合わせて調整すること

目的 1

個体数管理

軋轢の低減と、地域個体群の存続が可能となる個体数に調整すること
個体数を減少させることだけでなく、一定の個体数に保つことも含まれる

目的 2

問題個体

- ① 排除エリアに出没している個体
- ② これまでに人へ危害を与えた個体、農作物等に執着するなど農林水産業への経済的損失を発生させた個体といった、直接的な被害を発生させた個体であって、現時点では排除エリアにいない個体

- 問題個体は、周辺住民の安全確保の観点から迅速に事態を収束させる必要があること、行動がエスカレートして人身被害につながるおそれがあることから、捕殺することが適当
- 地域住民の安全確保の観点から、問題個体を発生させないこと、問題個体による被害が深刻化する前に迅速に対応することが必要
- 自治体はクマの目撃等の情報を収集する体制を整え、排除エリアへの出沒抑制対策や、管理強化エリアでの定着個体の排除、これらのエリアにおける被害防除対策を地域と協力しながら推進することが重要

- クマによる被害は、個体の問題度に影響するところがあり、クマの個体数に比例して単純に増加するわけではない
- しかし、近年、クマの個体数が増加した地域の中には、クマの生息域と人の生活圏が重なり、人の生活圏内へのクマの出没や人身被害が発生。加えて、個体数が著しく増加した地域では、生息環境管理や被害防除対策のみを進めたとしても、軋轢の効果的な低減にはつながりにくい
- 特に、秋季に堅果類等の食物資源が凶作の場合、個体数が著しく増加した地域では大量出没の規模も大きくなると考えられる
- このような地域では、捕獲による人の生活圏の周辺からのクマの排除による個体群の低密度化・個体数の適正化が重要
- 一方で、問題個体をすべて捕獲等しなければならないわけではなく、これまで、追払い等により被害の防止につながっている場合には、引き続き、同様の方法で対応することはあり得る

クマの生息環境の保全・管理

- 地域個体群の長期にわたる安定的な維持・保護を進めるために、コア生息地及び緩衝地帯において、人工林の針広混交林や広葉樹林への誘導により採餌環境等の改善を目指す

クマが利用しづらい環境の管理

- クマによる被害を防止するために、管理強化エリアや排除エリアの、里地里山林や耕作放棄地等において、ヤブの刈り払い等を行い、クマが生息及び滞在しづらい環境を整備
- また、市街地等へのクマの侵入ルートとなりうる、森林から市街地等へ続く緑地（河川敷、河畔林、段丘林、防風林、都市公園等）などにおいて、樹木の伐採や下草の定期的な刈り払い等を行う



緩衝帯の整備

- 排除エリアへのクマの侵入を防止するために、排除エリアや管理強化エリアにおいて被害防除対策を適切に実施
- 排除エリアでは、クマの侵入を防ぐために電気柵や防護柵等を設置するほか、未収穫作物や放任果樹等の誘引物、人家敷地内等へ誘引しないための生ごみやコンポスト、家庭菜園等の適切な管理を行う
- 管理強化エリアでは、生息環境管理の対策に加え、クマが定着する要因となりうるカキやクリ等の誘引物を適切に管理するほか、広域の侵入防止柵等を設置することで排除エリアへのクマの侵入を防止する



放任果樹の伐採

クマのゾーニング管理と施策の関係

| ゾーン/施策 | | 排除エリア | 管理強化エリア | 緩衝地帯 | コア生息地 |
|---|---|---|--|--|-------|
| 個体群管理 | 問題個体管理 | ● | ● | ● | ● |
| | 個体数管理※ | 実施しない | ● | ● | 実施しない |
| 【捕獲数】年間●～■頭で捕獲する（5年後の推定個体数が目標個体数（○～□頭）の範囲内） | | | | | |
| 生息環境管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 出没ルートや隠れ場等（藪や河畔林等）の環境整備 ・ 耕作放棄地の解消 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 排除地域への出没ルートや隠れ場等（藪や河畔林等）の環境整備 ・ 耕作放棄地の解消 ・ 里地里山林の管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 里地里山林の管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ クマの生息環境の維持・改善（広葉樹林化・針広混交林化等） ・ 森林の連続性の確保（鳥獣保護区特別保護区等の配置の見直し・検討） | |
| 被害防除対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気柵・防護柵等の設置 ・ 誘引物（放任果樹・未収穫作物等）の管理 ・ 人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 誘引物（放任果樹等）の管理 ・ 人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理 ・ 追い払いの実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理 ・ 追い払いの実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理 ・ 追い払いの実施 | |
| 普及啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民への注意喚起や対策の指導 ・ 被害対策に関する指導 ・ 捕獲に関する安全指導 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害対策に関する指導 ・ 捕獲に関する安全指導 ・ 登山者・観光客等への注意喚起や情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 登山者・観光客等への注意喚起や情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 登山者・観光客等への注意喚起や情報提供 | |
| 体制整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定計画の作成・運用に係る人材の確保・育成 ・ 捕獲技術者の育成・確保 ・ 人身被害防止に向けた体制整備（関係機関との連携等含む） ・ 緊急時の対応体制の整備（緊急銃猟等含む） | | | | |

※個体数管理のための捕獲（数の調整目的での捕獲等）は管理を目的としたの保護管理ユニットで実施される。

- クマが人の日常生活圏に出没した場合には、緊急銃猟制度により、銃器を使用して捕獲等することが可能であるが、本来はクマを人の日常生活圏に出没させないことが重要であることから、緊急銃猟制度による対処のみに安易に頼ることは、行政の姿勢として必ずしも適切ではない
- むしろ、長期的な視点に立った計画的な管理施策を、平時から講ずることによって、市街地等へのクマの出没を防止することを基本とした上で、それでもなおクマが人の日常生活圏に出没した場合に限り、緊急銃猟によって対処することが行政の姿勢として望ましい
- そのうえで、以下のマニュアル、ガイドラインを参考に対応する

クマ類の出没対応マニュアルー改定版ー
(2021年3月)



緊急銃猟ガイドライン
(2026年3月改訂)



- 事前準備

クマが市街地等に出没した場合には、住民の安全を最優先に確保するとともに、関係機関が連携して速やかに対応することが重要

関係者リストの作成
役割分担の整理

連絡体制図の作成

マニュアルの作成

模擬訓練の実施



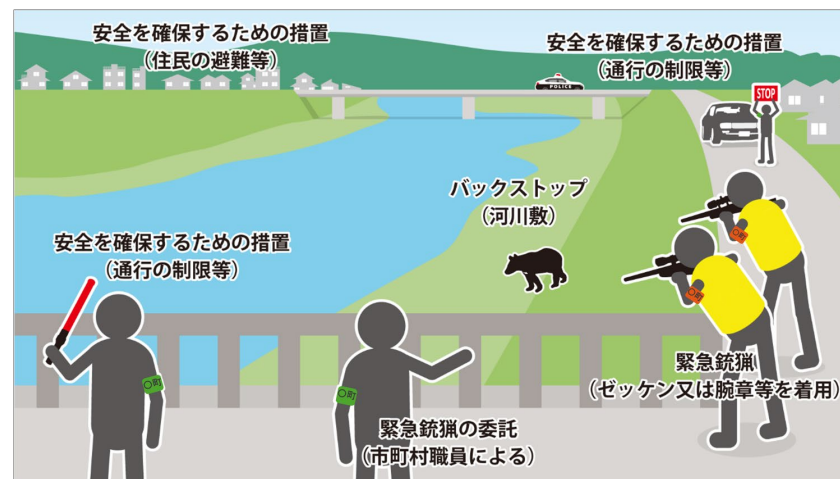
- 2025年の鳥獣保護管理法の改正で制度化
- 人の日常生活圏においてクマ・イノシシが侵入し、一定の条件※を満たす場合に実施可能
- 一定の要件を満たす捕獲者が実施する必要があること、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止する措置をとることなどが法令で定められており、実施するにあたっての条件を正しく理解しておくことが必要
- 緊急銃猟は、実包のみならず、麻酔銃猟も可能

緊急銃猟ガイドライン
(2026年3月改訂)



緊急銃猟を実施するための4つの条件

- 1 クマやイノシシが人の日常生活圏に侵入していること
※侵入するおそれ大きいことを含む。
- 2 クマやイノシシによる人命または身体への危害を防止するため、緊急に対応が必要であること
- 3 銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難であること
- 4 住民や第三者に銃猟による危害を及ぼすおそれがないこと



安全確保措置が実施されているイメージ

- 一般の装薬銃に比べて有効射程距離が短いものが多く、到達範囲の確認が容易
 - 使う薬品の種類や量を状況に応じて、安全に配慮して調節することが可能
 - これらのことから、麻醉銃による捕獲等は、きめ細かな安全対策を講じることにより、一般的な銃猟よりも安全性を高めることが可能
- 一方で、麻醉薬の効力が現れるまでに時間を要し、撃たれたことにより対象個体が興奮し、周辺の住民、住宅等に重大な危害又は損害を及ぼす可能性がある
 - 一般的に装薬銃の発射と比べて、より対象個体に近づいたうえで、確実に対象個体の体内に麻醉薬を投薬することが求められるため、従事者が反撃を受ける被害が発生し、かつ、その被害が人命に関わる甚大なものとなる可能性がある
- これらを踏まえたうえで、安全かつ確実に麻醉銃猟を実施することが可能と判断される場合
にあっては、麻醉銃猟によるクマの捕獲等は実施し得る
 - 吹き矢を使用して行う麻醉は、上記と同様の留意点があるものとして取り扱う

参考：住居集合地域等における

麻醉銃の取扱いについて（平成28年）



- 鳥獣保護管理法第9条に基づく許可を受けて、はこわな等を用いてクマを捕獲等することは、制度上可能
- クマを迅速に捕獲等するためには、緊急銃猟により対処することが望ましいが、例えば、建物内に爆発物がある場合や建物の構造等からクマが視認できない場合、その他銃猟が選択できない場合や、銃猟を実施できる人材が直ちに現場に向かえない場合については、はこわなによりクマを捕獲等することはあり得る

クマをはこわなで捕獲等する際のポイントと留意点（2026年3月）

<掲載内容>

- ・はこわなの選び方、各地のはこわなの規格
- ・捕獲の手順
- ・誘引餌を選ぶポイント
- ・見回り・管理
- ・捕獲・止めさし

QR
今後
貼り付け

人身被害発生時の対応

- 人身被害の発生時は、発生状況を正確に把握するため、可能な限り現場の状況を保存し、現場検証と加害個体のサンプル採取を行う
- 人身被害が発生した場合にどのような対応を行うか迅速に判断できるように、関係者（都道府県、市町村、警察、消防、捕獲技術者、学識経験者等）で構成する連絡協議会等を事前に立ち上げておくのが重要
- 人身被害の防止対策を検討する上では、過去の事例の分析（人身被害に至らなかったがクマと遭遇した事例を含む）を行い、クマとの遭遇要因や適切な対策方法について検証することが重要

収集する情報の例

| 項目 | 内容 |
|------------|---|
| 基本情報 | 日時、天候 |
| 被害者の情報 | 年齢、性別、身長、連絡先、怪我の状況（怪我の種類、受傷部位等） 事故時の活動内容、行動人数、対策の有無（内容、装備等） |
| 発生場所 | 場所（住所、位置情報）、周辺の環境（写真等）、誘引物の有無 |
| 加害クマに関する情報 | 事前の情報の有無（遭遇や事故発生前に目撃情報があったか等） 個体の行動（事故発生前・発生時・発生後）、大きさ、頭数（単独／親子） |

- クマの保護・管理を進めるためには、関係機関や団体、地域住民等の理解と協力が必要
- クマに関する正しい知識、被害防止のための必要な情報（電気柵等の設置方法、誘引物の除去等）の発信を行う
- また、クマの生息地内での突発的な遭遇を回避するため、森林内での作業員や登山者・観光客等に遭遇しないための方法や遭遇した際の対処法についての普及啓発を行う



クマと共存するために
—クマを知って事故を防ごう！



クマに注意
—思わぬ事故をさけよう—



- 都道府県が作成した特定計画では、計画の運用と立案した計画の適切さをモニタリングによって評価する
- 計画の運用では、
 - ・ 特定計画において設定した施策（アウトプット）が実行されたか
 - ・ 実行された施策が施策目標の達成（例：捕獲数〇頭、誘引物の除去数、刈払いの実施件数等）につながったか
 - ・ アウトカム目標の達成（人身被害件数、農作物被害額、出没情報数の減少、目標個体数の達成など）につながったかを評価する
- 合わせて、特定計画で定めた保護・管理の目標と施策が実現可能なものであったか、また適切な目標であったかを評価し、これらの評価を基に特定計画の見直しを図るなど、順応的に管理することが重要

参考：クマの特定計画に係るガイドラインの改定について

1 クマの特定計画に係るガイドライン※

※特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ編)令和7年度版

- 特定計画は、都道府県が鳥獣保護管理法に基づき、特に**保護又は管理が必要な鳥獣の中長期的な目標や対策を取りまとめるもの** (クマについては26道府県で作成済み・3県で作成中)
管理：鳥獣保護管理法においては、生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること
- 環境省は、全国的な見地から都道府県における**特定計画の作成及び実施**に対して、**技術的な支援としてガイドラインを作成** (概ね5年おきに改定。旧ガイドラインは令和3年度策定)

2 クマのガイドライン改定のポイント

クマの保護・管理の目的

旧:人との軋轢の軽減を図ること → 新: **ゾーニング管理による人とクマのすみ分け強化**
個体数・分布域の適正な管理 (減少)

※クマの個体群を存続させることに変更はない

① 個体数の管理方針の見直し (維持・増加 → 維持・減少)

- 成獣個体数が**400頭以上**の個体群は、**軋轢防止につながる目標個体数を設定**して管理する (旧:捕獲上限を個体数の15%以下で設定。
 成獣個体数が800頭以下の個体群は8%以下)
- 成獣個体数が**100~400頭**の個体群は、**人との軋轢が恒常的に発生**している場合等は、**自然増加率以下の捕獲上限割合**で管理ができる (旧:捕獲上限を個体数の5%以下で設定) ※自然増加率は、ヒグマで16.5%、ツキノワグマで14.5%
- **個体数調査**は、**国が主導**して都道府県と連携して実施。**広域協議会を設立**し、**個体群単位で保護管理**する (旧:都道府県ごとに調査・保護管理)

② ゾーニングの区分の見直し (個体数管理を強化)

- **市街地等 (旧排除地域)**と**農地等 (旧防除地域)**を合わせて**排除エリア**とし、出沒しているクマは**問題個体**として捕殺することが適当とした (旧:市街地等は捕獲、農地等は軋轢が生じている場合は捕獲)
- 排除エリアの周辺に**管理強化エリア**を新設し、クマの**定着防止及び排除エリアへのクマの侵入防止**のため捕獲する (旧:管理強化エリアの区分無し)

③ 問題個体の定義・取扱いの見直し

- **問題個体の定義**を以下とした
 - ①**排除エリア (市街地等 + 農地等) に出沒している個体**
 - ②**人へ危害を与えた個体**、農作物等に執着するなど**農林水産被害を発生させた個体**で、現時点では排除エリアにいない個体 (旧:農作物やゴミ等の味を覚え、人間活動域周辺に出沒又は人間を攻撃する個体※)
※市街地等に出沒しても農作物やゴミに執着しなければ問題個体ではない
- 問題個体は、**捕殺することが適当** (旧:捕獲等。放獣も含む)

④ 麻酔による捕獲の考え方

- 安全かつ確実に**麻酔銃猟・吹き矢による麻酔による捕獲**が可能と判断される場合は**実施し得る** (旧:吹き矢の記載なし)
- **緊急銃猟制度**は、鳥獣保護管理法に基づく都道府県知事の許可を受けずに**捕獲可能** (旧:緊急銃猟制度無し)
- 麻酔による捕獲に関する、**関係法令**を追記 (旧:関係法令の記載なし)

参考：クマの保護管理ユニットの個体数水準の変更点

| 対象種 | 保護管理ユニット | 関係行政機関 | 個体数水準 | 旧ガイドラインの 個体数水準 |
|------------|-------------|--|-------|-------------------|
| ヒグマ | 1 渡島半島地域 | 後志総合振興局の一部、渡島総合振興局全域、檜山振興局全域 | 4 | 4 |
| | 2 積丹・恵庭地域 | 石狩振興局・後志総合振興局・胆振総合振興局の一部 | 3 | 3 |
| | 3 天塩・増毛地域 | 空知総合振興局・石狩振興局・上川総合振興局の一部、留萌振興局全域 | 3 | 3 |
| | 4 道東・宗谷地域 | 上川総合振興局・宗谷総合振興局の一部、オホーツク総合振興局全域、十勝総合振興局の一部、釧路総合振興局全域、根室振興局全域 | 4 | 4 |
| | 5 日高・夕張地域 | 空知総合振興局・胆振総合振興局の一部、日高振興局全域、上川総合振興局・十勝総合振興局の一部 | 4 | 4 |
| ツキノ ワグマ | 1 下北半島 | 青森県 | 2 | 2 |
| | 2 白神山地 | 青森県、秋田県 | 4 | 4 |
| | 3 北上山地 | 青森県、岩手県、宮城県 | 4 | 4 |
| | 4 北奥羽 | 青森県、岩手県、秋田県 | 4 | 4 |
| | 5 鳥海山地 | 秋田県、山形県 | 4 | 4 |
| | 6 月山・朝日飯豊 | 山形県、福島県、新潟県 | 4 | 4 |
| | 7 南奥羽 | 宮城県、山形県、福島県 | 4 | 4 |
| | 8 越後三国 | 福島県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県 | 4 | 4 |
| | 9 北アルプス | 新潟県、富山県、長野県、岐阜県 | 4 | 4 |
| | 10 白山・奥美濃 | 富山県、石川県、福井県、岐阜県、滋賀県 | 4 | 4 |
| | 11 関東山地 | 群馬県、埼玉県、東京都、山梨県、長野県 | 4 | 3 |
| | 12 富士・丹沢 | 神奈川県、山梨県、静岡県 | 2 | 1 |
| | 13 中央・南アルプス | 山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県 | 4 | 4 |
| | 14 近畿北部 | 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県 | 4 | 3 |
| | 15 東中国 | 兵庫県、鳥取県、岡山県 | 3 | 3 |
| | 16 西中国 | 島根県、広島県、山口県 | 4 | 3 |
| | 17 紀伊半島 | 三重県、奈良県、和歌山県 | 2 | 2 |
| | 18 四国 | 徳島県、愛媛県、高知県 | 1 | 1 |

参考：クマの管理におけるゾーニングの定義の変更点

| 区分 | 目的 | 定義 |
|---------------------|-----------------------|---|
| 排除 エリア | 人身被害等の発生や経済的損失の防止 | 人の安全や生産活動を最優先させるゾーン。 <u>市街地等や集落、農地に加え、市街地等の中に位置する河川・河畔林等を含む。</u> |
| 管理強化 エリア | クマの定着や排除エリアへのクマの侵入の防止 | <u>クマの定着や排除エリアへのクマの侵入を防止</u> するために、積極的に対策（捕獲等・生息環境管理・被害防除対策）を実施するゾーン。 |
| 緩衝地帯 | 人間活動とクマの生息の両立 | コア生息地を除く <u>クマの生息域</u> となるゾーン。 |
| コア 生息地 | クマにとって良好な生息環境を保全 | 地域個体群の安定的な維持を図るため、 <u>クマにとって良好な生息環境を保全</u> するゾーン。 |

| 旧ガイドラインの区分 |
|---|
| <p>排除地域： 市街地、集落内の住居集落地域等の人間の居住地</p> |
| <p>防除地域： 農業、林業、水産業など人間活動が盛んな地域</p> |
| <p>緩衝地帯： コア生息地と防除地域・排除地域との間の地域であり、クマ類の生息地。環境整備や狩猟等の人間活動により、物理的または心理的に人間とクマ類の空間的・時間的な棲み分けを図る</p> |
| <p>コア生息地： 健全な個体群の維持を担保するうえで重要な奥山等の地域。個体群の保全に不可欠な低山帯を含む</p> |